

日EU経済連携協定に基づく関税割当対象品目の再割当受付情報
(令和7年9月1日～令和8年3月13日申請受付分)

標記の件に関し、数量等は以下のとおり。

注：

- (1) 8月25日現在、割当可能な数量(再割当枠)はありませんが、割当て希望数量を申請することができます。
- (2) 8月25日以降に返還される数量については、順次、再割当枠に算入し、9月1日からの申請順に審査の上、割当てを行います。
- (3) 9月1日から翌年3月13日までの間に行われた申請については、審査・割当てを受けるまで有効です。
- (4) 割当てを希望する者は、申請期間内であれば、いつでも申請可能です。

(単位：トン、小数点位以下四捨五入表示)

公表 番号	品目名	受付の有無	第2回割当て以降に 返還された数量	再割当枠
TRQ-23	バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳(※)	受付あり	0	—

注) ※は、全乳換算数量による割当品目

【お問合せ先】

・公表番号TRQ-23:

畜産局牛乳乳製品課
担当者:新里、増川
代表:03-3502-8111(内線)4930
ダイヤルイン:03-6744-2127

・全体:

輸出・国際局国際経済課
担当者:田上、村井
代表:03-3502-8111(内線)3469
ダイヤルイン:03-6744-7165